

新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会 規約

(名 称)

第1条 本検討会は、「新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、雅楽で使用される良質なヨシ生育環境の保全と新名神高速道路事業の両立を図るために、専門家等から必要な調査、対策について指導、助言することを目的とする。

(検討会の内容)

第3条 検討会は、第2条の目的を達するため、次の事項の検討を行うものとする。

- 1) ヨシの生育等に関する現状調査
- 2) ヨシ原焼き・ヨシ刈りに関する現状の把握
- 3) 保全対策の検討
- 4) その他関連する事項

(構 成)

第4条 検討会は、委員及びオブザーバー（以下「構成員」という。）をもって構成し、その定義は以下のとおりとする。

- 1) 委員 … 検討会の目的を遂行するための専門的知見を有し、検討内容について審議（指導、助言）を行う者
- 2) オブザーバー … 審議に際し、有益な情報、意見を有する者
2. 検討会の構成員は別表による。なお、構成員に変更が生じた場合の新たな構成員については、事務局または委員からの提案により検討会構成員の了承を得たうえで、決定するものとする。
3. 座長は、委員の互選により選任され、会務を統括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
4. 座長に事故があるときは、座長が指名する委員が職務を代行する。
5. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に構成員以外の出席者を求めることができる。
6. 検討会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。
7. 検討会には、第3条の内容について専門的に検討するためのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。なお、WGの構成員は検討会にて決定するものとする。

(情報公開)

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要を事務局より公表する。その他一般傍聴や公表方法は別途定める。但し、検討会資料、議事概要の中の動植物の重要な種に係わる情報及び個人情報については非公開とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、西日本高速道路株式会社関西支社建設事業部に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定めるものとする。

2. この規約改正については、検討会において定めるものとする。

附則

(施行期間)

この規約は、平成25年 1月10日から施行する。

この規約は、平成25年 6月23日から施行する。

この規約は、平成25年12月12日から施行する。

この規約は、平成29年 5月17日から施行する。

この規約は、令和 7年 3月 7日から施行する。

＜別 表＞

新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会
構 成 員 名 簿

役 職	氏 名	所 属 等	専門等
委 員	あかざわ ひろき 赤澤 宏樹	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	緑地計画学
委 員	かまだ としろう 鎌田 敏郎	大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 教授	橋 梁
委 員	こやま ひろみち 小山 弘道	鵜殿ヨシ原研究所 所長	鵜殿保全
委 員	なか せ いさお 中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 名誉館長	自然科学
委 員	にしがき まこと 西垣 誠	岡山大学 名誉教授	地下水
委 員	ぬのたに ともお 布谷 知夫	全日本博物館学会 名誉会長	植物学
委 員	はっとり たもつ 服部 保	兵庫県立大学 名誉教授	保全生態学
オブザーバー	宮内庁式部職楽部		
オブザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所		
オブザーバー	高槻市 街にぎわい部		
オブザーバー	鵜殿のヨシ原保存会		
オブザーバー	上牧実行組合		
オブザーバー	とうぎ ひでき 東儀 秀樹	雅楽師、皇學館大学特別招聘教授	
事務局	西日本高速道路株式会社 関西支社 建設事業部		

（敬称略、委員は五十音順）

＜別 紙＞

新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会の情報公開について

新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に基づき、「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（検討会の議事）

- 検討会の議事は審議過程の透明性の確保を図るため、原則公開とする。
- 検討会の円滑な運営を図るため、ビデオ収録、録音、写真撮影等は、冒頭の事業者挨拶までとする。
- なお、検討会が必要と認めた場合、動植物の保護ならびに個人情報保護の観点から、これらに関わる事項等については、非公開とすることができる。

（資 料）

- 検討会資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公開とする。ただし、動植物の重要な種の情報、個人情報保護法に抵触する資料は、委員に限り配布するものとし、また、必要に応じて回収する。
- 公表資料は、西日本高速道路株式会社のホームページで閲覧できるようにする。

（議事概要）

- 議事概要を検討会終了後、速やかに事務局で作成し、出席委員の確認を得た上で、公開する。ただし、貴重な種の情報、発言者の個人名は非公開とする。

（継続審議の場合）

- 継続審議となった場合には、審議終了後に審議過程を含めて公開するものとする。

以 上